

遺言・相続に関する法令が平成30年7月に改正され、平成31年1月から順次施行されています

相続関係で困ったら 弁護士に相談して安心

「遺言・相続110番」 (無料電話相談会)

運営：第一東京弁護士会 遺言センター

日時：令和元年9月26日(木)

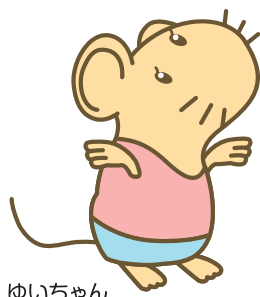
午前10時～午後3時

電話：03-3595-1154

弁護士が、直接、無料で30分程度の相談をお受けします。

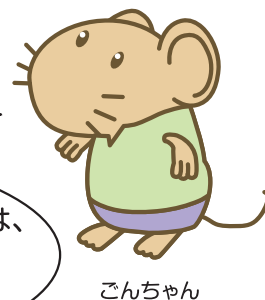
※1日限りの無料電話相談です。他の日時におかけの場合、当会の弁護士をご紹介します。

※ご相談内容によっては、面談での相談(原則有料)をお勧めする場合があります。



遺言書の作成って、
どうすればいいのかしら…?

争いを生じさせない遺言書を作成するのは、
自分では難しいものだよ。
まずは、専門の弁護士に相談してみよう!



ごんちゃん

【問い合わせ】

第一東京弁護士会 業務推進第二課

Tel 03 (3595) 1154 (遺言センター)

住所 東京都千代田区霞が関1-1-3